

外来魚移入の歴史

遊漁環境と遊漁文化の問題

遊漁と水域環境に関する行政

## 外来魚移入の歴史

鯉・金魚に始まる

鯉は中央アジア原産で中国を経て、1900年前には日本で飼育されていた記録がある。(日本書紀七卷)  
金魚は、中国が原産といわれており、江戸時代初期にかけて渡来したとされている。

導入の目的

1. 産業振興のための導入
2. 食糧蛋白増産のための導入
3. 養殖または増産のための導入

### 1. 産業振興のための導入

1877年(明治10年)から大正を経て、1936年(昭和11年)までに、35種類の外国産魚介類が導入されている。代表的な魚介類としては、1877年(135年前)のニジマス、1925年(大正14年)のオオクチバスがある。

両者とも米国から導入されているが、ニジマスについては、現在も産業的評価を受け、全国各地で養殖されている。

一方、オオクチバス(ブラックバス)は、1930年に赤星鉄馬氏により芦ノ湖に移植されたのが最初であり、その後1930年(昭和5年)から1936年(昭和11年)にかけて、長崎県・栃木県・群馬県・兵庫県。また戦後は、1946年(昭和21年)に京都府、1959年(昭和34年)に宮崎県に移植された。

現在では、北海道・岩手県を除いて全国各地に分布している。

### 2. 食糧蛋白増産のための導入

増産が効率的に可能な魚介類で、種類数は少ない。

1940年(昭和15年)から1945年(昭和20年)までに導入されたのは、ソウギョ・ハクレン・コクレン・タイリクバラタナゴの4種であるが、ソウギョを除いた3種はソウギョとともに混入してきたものと考えられる。

既にソウギョは1877年に、ハクレン・コクレン・アオウオとともに中国から導入されているが、特に1941年(昭和16年)から1945年(昭和20年)にかけては、戦時魚類増産対策として農林省水産局が導入し、19都道府県に移植された。

しかし、現在自然繁殖がみられるのは利根川水系のみである。

### 3. 養殖または増殖のための導入

経済の進展とともに、養殖面では経済効果の大きい種が導入され、一方、増殖面では生活のゆとりにもない遊漁対象種が選ばれた。

両者とも種類数が多く、1948年(昭和23年)から1981年(昭和56年)までに導入された魚介類は81種に上る。

ブルーギルは、1960年(昭和35年)に導入された。その後、1963年(昭和38年)淡水真珠の母貝のグロキジウム幼生の奇主魚として活用するために滋賀県に移植されたり、静岡県の一碧湖で移植実験が行われたが、現在は38都道府県でその生息が確認されている。

明治10年～平成4年までに、122種以上にのぼる外国産魚介類が日本に導入されている。外国産魚介類の導入に際しては、欧米かん水魚養殖視察報告のなかで、移植に対する考え方について「新種移植ニツキ大イニ注意スベキコトアリ……」と述べられているように、有用性の選択・生態特性（食性・産卵習性・魚種間競合等）・移植の効果・増養殖の難易性等多岐にわたる項目について十分に調査検討がなされたうえで実行されるべきであるとともに、導入規制措置を講ずる必要がある。

#### 外国産魚介類の導入状況（抜粋）

導入年	移入した時の呼称	現在の魚種名	国内で養殖されているか天然水域でみられる
1877年 135年前	ニジマス		○
1878年 134年前	ソウギョ		○
1878年 134年前	ハクレン		○
1906年 106年前	ライギョ	タイワンドジョウ	○
1915年 97年前	ザリガニ		○
1925年 87年前	ブラックバス	オオクチバス	○
1960年 52年前	ブルーギル		○

# オオクチバス

## 【分布】

日本への移植は、1925年（87年前）にオレゴン州から芦ノ湖へ行われたのが最初であるといわれている。移植後は他所への移出を禁止されていたが、1988年（24年前）に行われた調査結果によると、北海道と岩手県を除く全ての都府県に分布している。

### 1) オオクチバスが生息する都府県数と水体数

オオクチバスは、1925年（87年前）5月に、赤星鉄馬氏によって神奈川県芦ノ湖へ、米国から日本に初めて移植された。

芦ノ湖では繁殖が認められ、1936年（76年前）までに、長崎県白雲の池・群馬県田代湖・兵庫県峯山貯水池・山梨県山中湖に移植された。

戦後最初の移植は、米軍のゲーム用として京都市内に60尾移植されたが、その後の消息は不明である。

1955年から1969年（43年前）にかけては、神奈川県津久井湖と相模湖、宮崎県の小池と御池などに移植されている。

1970年から1974年（38年前）にかけては、米国から新たに神奈川県芦ノ湖へ5200尾、愛媛県へ1000尾移植された。

1975年から1979年（33年前）には、関東以西で生息が確認されないのは、福井・鳥取・島根・佐賀の4県だけとなり、東北地方でも山形・岩手の2県を残すのみとなった。

1980年以降も分布の拡大は続き、1988年（24年前）には北海道と岩手県を除く45の都府県で生息が確認されている。

水体別では、1964年（48年前）までは湖沼のみで8水体であったが、1969年（43年前）には14湖沼・3河川となり、現在では9738湖沼・147河川 計9785水体に達している。1965年（47年前）に京都府の桂川で初めて河川での生息が確認され、次いで茨城県の利根川や小貝川でも確認され、以後増加している。

### 2) 推定移植時期と増減傾向

移植された時期が明確なのは、

1925年（87年前）	・・・神奈川県	芦ノ湖
1930年（82年前）	・・・長崎県	白雲の池
1935年（77年前）	・・・群馬県	田代湖
1936年（76年前）	・・・兵庫県	峯山貯水池
1968年（74年前）	・・・鹿児島県	薩摩湖
1972年（40年前）	・・・神奈川県	芦ノ湖
1973年（39年前）	・・・愛媛県	
1976年（36年前）	・・・新潟県	

と少ない。

水体別推定移植時期および分布状況（移植時期が明確なもの）

移植年度	湖 沼	河 川	合 計
1925-1960（87-52年前）	7	0	7
1961-1964（51-48年前）	1	0	1
1965-1969（47-43年前）	6	3	9
1970-1974（42-38年前）	36	2	38
1975-1979（37-33年前）	139	20	159
1980-1984（32-28年前）	60	15	75
1985-1988（27-24年前）	40	13	56
合 計	292	53	345

動 向	水 体 名（県 名）		
	水体数	人 口 湖	天 然 湖
過去に移植されたが現在は生息していないと推定	6	大滝沢沼（秋田） 赤川ダム（栃木） 妙義湖（群馬）	諏訪湖（長野） 東郷池（鳥取） 池田湖（鹿児島）
資源が停滞あるいは減少している	20	大倉ダム（宮城） 八郎潟・長物屋敷池（秋田） 相模湖（神奈川） 佐波川ダム・木屋川ダム・菅野ダム（山口） 岩瀬ダム・中村防災ダム（宮崎）	空素沼・浅内沼・小泉潟・長沼（秋田） 畑谷大沼（山形） 湊沼（茨城） 渡良瀬遊水池（茨城） 城沼（群馬） 震生湖・お玉ヶ池・精進湖（神奈川）
魚体が小型化している	14	サイカチ沼（宮城） 泉溜池（山梨） 小山田池（長野） 丸山ダム（山口） 上祝子ダム・上椎葉ダム・青鹿ダム（宮崎）	震生湖（神奈川） 河口湖（山梨） 御池・小池・金堂ヶ池・川島雲田池・川島新池（宮崎）
オオクチバスが減少しブルーギルが増加している	2		牛久沼・霞ヶ浦（茨城）

【生態】

生息環境は、水深が浅く、湖底が主に泥質で水温が比較的暖かい湖沼などが好適な生息地である。寿命は、10年前後。地域によっては12年から16年といわれている。

【食性】

ブルーギルは、オオクチバスの主な被捕食魚となっている。特にブルーギルとの関係では、オオクチバスは小型ブルーギルを捕食し、ブルーギルはオオクチバス卵を捕食するなど、両者は拮抗（きっこう）関係にあるとされている。

## ブルーギル

### 【分布】

ブルーギルが日本に持ち込まれたのは、1960年（52年前）10月のことであり、日米修好百年記念式典に出席するために渡米した当時の皇太子に、シカゴ市長より活魚が贈呈され、同地のシェッド水族館を通じて渡来したものである。

移入されたブルーギルは、東宮御所の池に放たれたほか、水産庁淡水区水産研究所に飼育研究を委託され、同研究所の試験池においてよく繁殖した。

その後、1963年10月（49年前）、1964年5月・11月・12月の計4回にわたって、約1400尾が同研究所から滋賀県水産試験場に分与され、淡水真珠の母貝であるイケチョウガイのグロキデイウム幼生の宿主としてかなり有用であることが確認された。

また1964年2月（48年前）には、同じく千数百尾の幼魚が大阪府淡水魚試験場に譲渡され、その後、同試験場から全国の水産試験場や養殖業者に配布されることになった。

さらに、淡水区水産研究所では天然水域への放流を試み、民間企業や地方公共団体の協力のもとに、静岡県の一碧湖に国内で初めての放流を行い、その後も徳島県の松尾川湖、高知県の長沢湖・大橋湖、宮崎県の一ツ瀬湖等に続々と放流された。

ブルーギルは、移入された当初は食用魚としての期待が大きく、公の試験研究機関のみならず、1971年（41年前）には全国の民間養殖業者による“全国ブルーギル研究会”まで発足し、その増養殖技術の研究に力が注がれた。

しかしながら、養殖魚としては成長が悪く、資料環境に恵まれない天然水域においては、個体数ばかり増えて成長はさらに悪くなり、魚体の矮小化を生じるようなことから、増養殖の試みは軌道に乗らず、流通体制も確立されないままに、産業品種としては顧みられなくなっていった。

業界に見放されたブルーギルは、その旺盛な繁殖力により、当時放流された天然水域には完全に定着し、着実に分布域を広げていった。また、養殖が中止された養魚池からも散逸して、付近の河川や湖沼で繁殖する基となった。

#### 1) ブルーギルが生息する都府県数と水体数

1988年（24年前）の調査によると、1979年（33年前）までは、関東以西の9府県、15湖沼1河川で生息が確認されたにすぎなかったが、1988年（24年前）には、38都府県の86湖沼45河川で生息が確認されるにいたった。

そのうちの約80%にあたる69湖沼35河川は、オオクチバスも生息する水体である。

#### 2) 推定移植時期と増減傾向

移植時期が明確なのは、26湖沼2河川と極めて少ない。

過去に移植されたが現在は生息していない水体は、長野県の諏訪湖だけである。

また、資源の停滞あるいは減少がみられるのは、福井県三方五湖、静岡県一碧湖・佐鳴湖のみであり、他の湖沼ではいずれも減少傾向にあるものと思われる。

茨城県牛久沼と霞ヶ浦、千葉県印旛沼では、オオクチバスが減少し、ブルーギルが増加するという傾向がみられ、オオクチバスより遅れて移植されたにもかかわらず急激な増加を示し、一部の水体ではオオクチバスを凌ぐまでになっている。

## 利用・加工

### ブラックバス

#### 1) 芦ノ湖における利用状況

1951年（61年前）には新漁業法の制定に伴い、芦ノ湖におけるブラックバスの真価が認められ、漁業権対象魚種に指定されている。

芦ノ湖周辺は観光地として有名で、現在では年間2千万人以上観光客が訪れている。

芦ノ湖の釣り人は年間8～10万人で、そのうちオオクチバス釣りが約2万人という。

近年、周辺のホテル・旅館・レストランなどから芦ノ湖の特産魚としてのオオクチバスの需要が増しており、釣り用として漁協では琵琶湖などから生きた種苗を購入し放流を続けている。

このほかにも漁協では、湖内に禁猟区を設置し産卵場を保護したり、体長制限・尾数制限など資源保護対策を講じて毎年積極的に増殖に努めている。

また、芦ノ湖漁協では、特産品であるブラックバスを漁業権魚種として遊漁料収入をあげるためだけでなく、ブラックバスの冷凍加工品（冷凍真空パック）としてワカサギやマス類などとともに地元の旅館・食堂などへ販売しており、これらの販売単価は、芦ノ湖産の魚は「一味ちがう」という高級品のイメージ作りによって、高額な水準で維持されている。

1985年（27年前）には、オオクチバスのドレス（はらわたを抜いただけの尾頭付き魚体）も取り扱っていたが、オオクチバスの皮に特有の臭みがあったため不評で、1990年（22年前）には、料理加工の容易さもあって、フィレ（三枚におろし、皮をはいで身だけにしたもの）だけを取り扱うようになった。

1990年における芦ノ湖漁協のオオクチバスフィレの販売総量は345.7kg、販売金額は1,113,000円、販売単価は3,300円/kgであった。

加工原料としての供給は、芦ノ湖産で漁業組合員が採捕したオオクチバスだけでは到底不足しており、そのほとんどを滋賀県大津市の「滋賀県南郷水産センター」にオオクチバス用の加工場や冷凍素管施設を整備してもらって、琵琶湖産のオオクチバスの加工処理したものを購入し、補っている現状である。

オオクチバスは、白身で美味、希少価値や珍しさもあって芦ノ湖産の魚料理として珍重され、湖畔にある大手のレストランではフランス料理のアラカルトとしてメニューのトップに載せており、おいしく食べられている。また、周辺の食堂などでは、予約さえすればフライや生き造り、刺身などいつでもオオクチバス料理を食べることができる。

芦ノ湖におけるオオクチバスは、特産品として立派に利用されており、また漁業権魚種として積極的に増殖され釣られているという意味を含めて、組合ではまぎれもなく益魚だという考え方に立って利用している。

## 2) 琵琶湖における利用状況

琵琶湖では、資源抑制対策の意味を含めて水産物の食としての有効利用を図ることを目的にして、県・県漁連・釣り団体が中心となり遊漁者に働きかけ、“キャッチ アンド「イート運動」を展開している。

湖畔南郷水産センターではオオクチバス料理の試食会が催され、刺身（姿造り）・酢の物・唐揚げ・煮つけなど様々に料理された。試食会参加者の評判は良く、「味はスズキなど海産の白身の魚と同様で淡白でくせがなく、いろいろな料理に向き非常においしい」とのことであった。

オオクチバスにはタウリンが特異的に多く、老化防止に有効な点などをセールスポイントにして宣伝してみるのも消費拡大のためには有効である。

### ブルーギル

肉質は白身で美味といわれ、調理方法は、焼物・刺身・煮付け・吸物等に適している。

芦ノ湖漁協では、加工用のオオクチバスの入手が困難だった時に、その代用品として大型のブルーギルを使用したことがある。その時のメニューは、生き造り・バター焼き・フライ等であったが、味はオオクチバスと区別がつかなかったそうである。

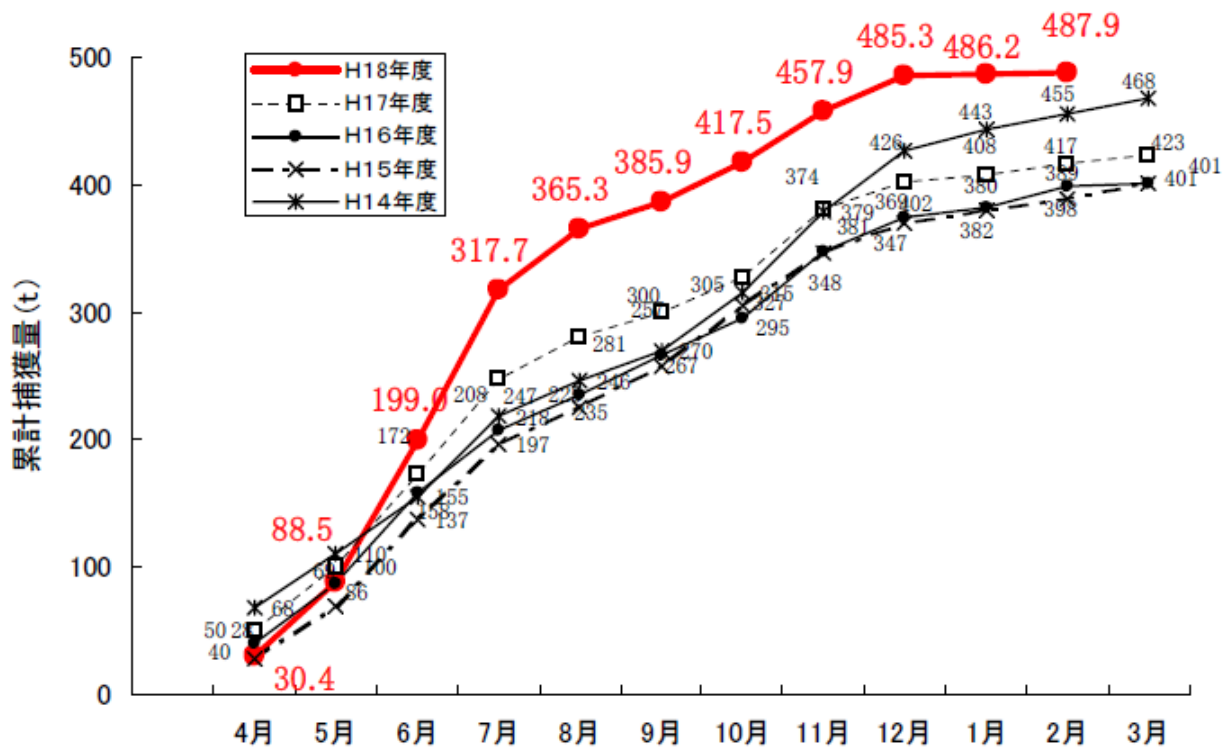
刺身や塩焼きよりも、フライ・ムニエルのほうが適しているようだと述べる者もいる。好みの問題ではあるが、白身の魚には油を使った料理のほうが合うのかもしれない。

全国内水面漁業協同組合連合会  
～外来魚対策検討委託事業報告書～ より



# 外来魚駆除促進対策事業における外来魚捕獲状況

## 外来魚捕獲量(累計)



※H18年度は2月末現在の捕獲量

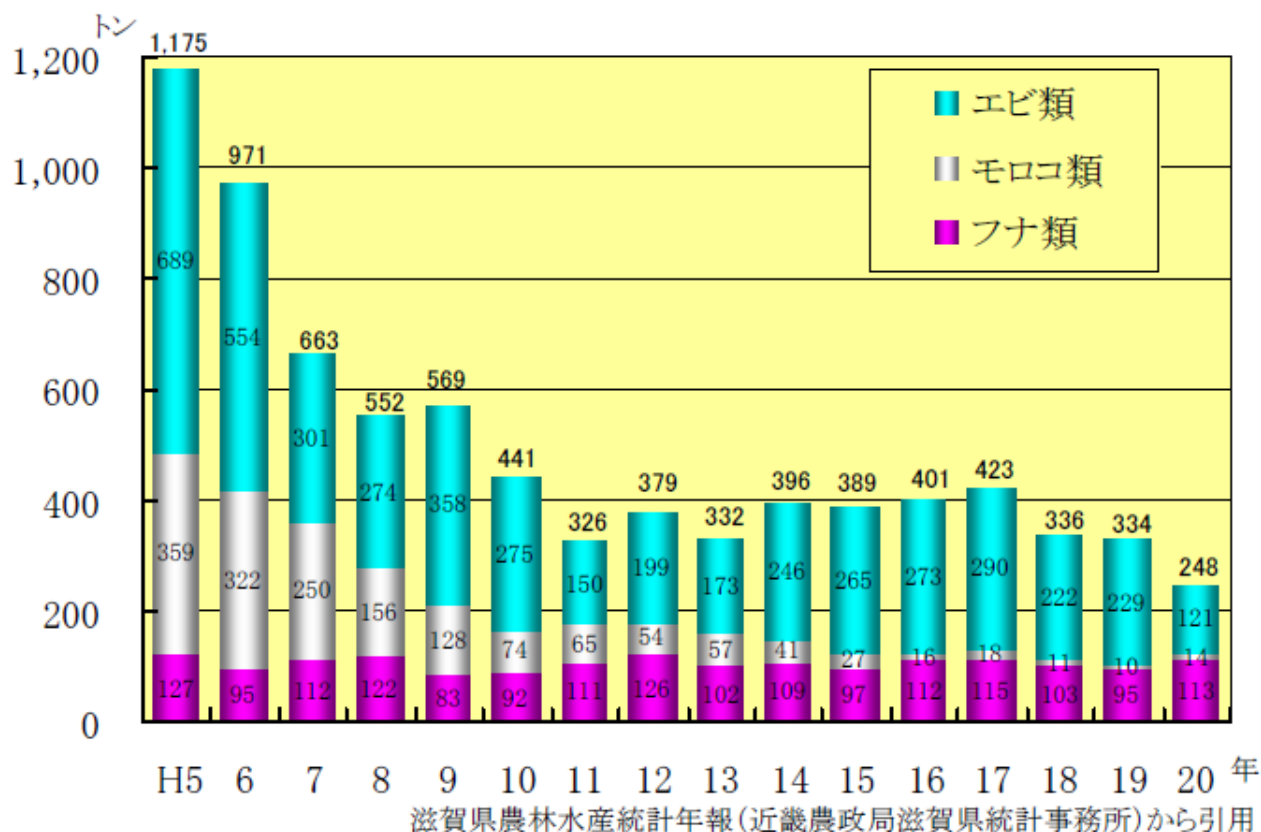
## 水産課有害外来魚ゼロ作戦事業・自然環境保全課事業における外来魚捕獲量の推移

単位:トン

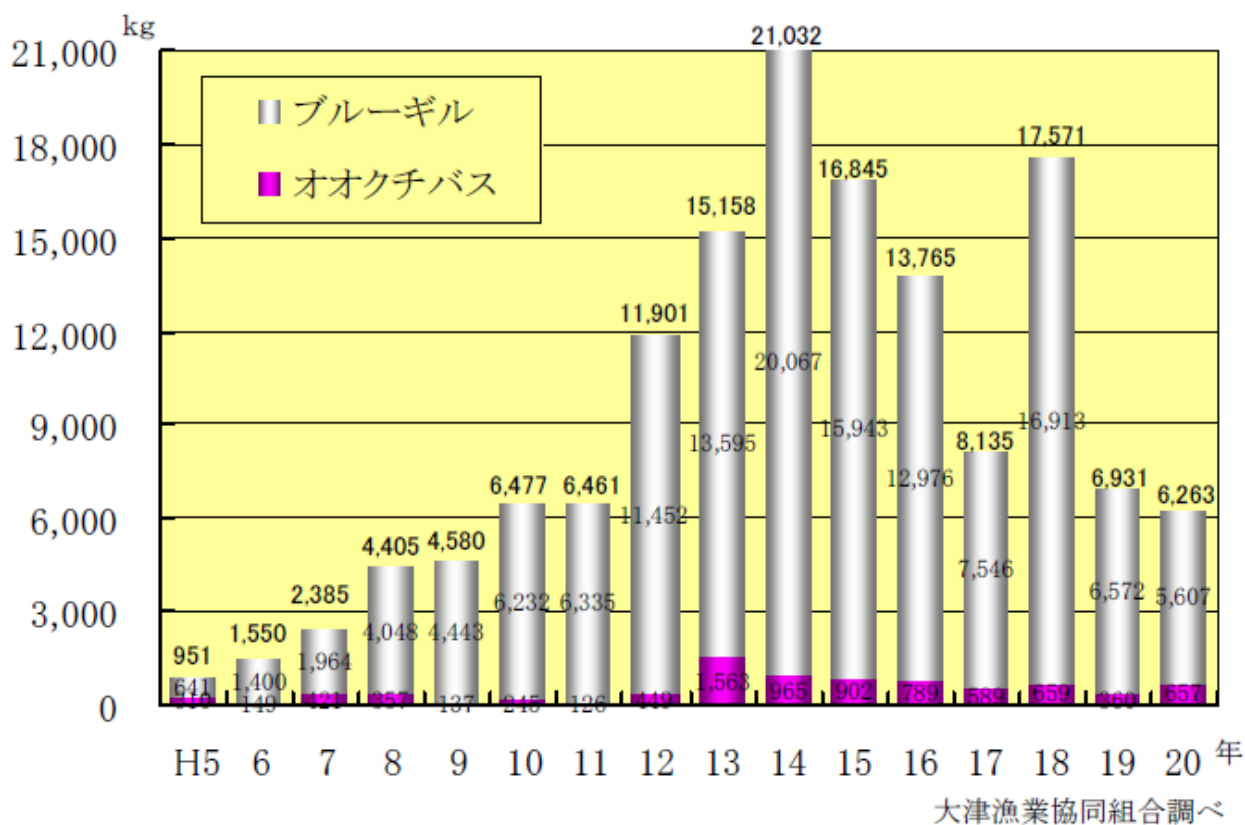
区分	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	
水産課事業	外来魚駆除対策	468	401.0	400.7	401.1	480
	繁殖阻止対策	53	17.3	7.6	-	-
	県漁連・漁業者自主駆除	-	-	-	22.1	7.9
	オウゴンイシモチ魚捕獲尾数	358万尾	317万尾	628万尾	1,200万尾	1,430万尾
自然環境保全課事業	回収ボックス	-	8.1	10.6	12.2	10.5
	回収イセス	-	1.5	1.3	1.7	1.3
	ありがとう券等	-	15.9	28.5	12.3	21.1
計	521	443.8	448.7	449.4	520.8	

※H18年度は水産課事業については2月末現在の暫定量  
 自然環境保全課事業については1月末現在の捕獲量  
 ※H18年度からはありがとう券事業はひろめよう券事業に名称変更

■琵琶湖における重要魚介類の漁獲量の推移



■琵琶湖(南湖)の定置網(エリ)1統による外来魚捕獲量の推移



滋賀県 HP 内 外来魚駆除対策事業 外来魚関連資料より

- ◎ 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（リリース禁止条例）は、平成14年10月22日に公布され、平成15年4月1日から施行された
- ◎ プレジャーボートの2ストロークエンジンの使用禁止  
2011年4月1日以降 使用禁止となった
- ◎ 2009年7月2日 琵琶湖で、体長73.5cm・重さ10.12kgの世界記録となるブラックバスが釣れた。  
これまでの日本記録が2003年の8.62kg、世界記録が1932年アメリカジョージア州で釣れた10.09kgでそれを上回る重さとなった。



琵琶湖で世界記録

2009年7月2日

体長73.5cm 重さ10.12kg





# 遊漁環境と遊漁文化の問題

## 1. 釣りブームの原因と結果

釣りブームは、第2次世界大戦のわが国の経済発展が軌道にのって、社会的にも安定した昭和40年代から始まった。

好景気による経済的・時間的余裕の増大と、交通網の整備・自家用車の普及・新しい釣り具素材や釣り餌の導入・軽快なアウトドア用品の開発など、釣りを大衆化するために必要な社会的・技術的基盤が整備されたのがこの頃なのである。

そのことによって、釣りは大衆レジャーの一翼を担う存在として浮上し、釣り人の社会的地位が一気に向上した。

だが、この時代は、わが国の水域環境の人為的破壊が急激に進んだ時代とも一致している。釣り人の増加と裏腹に、釣り場は急速に減少ないし荒廃していき、残された釣り場はどこも過密状態に陥った。

その対策として、釣り場の環境改善や漁獲量規制などが実施されれば、いろいろな意味で今日とは違った状況が生まれていたことだろう。しかし、釣り人の社会的発言力は皆無に近く、権利意識やモラルの面での自覚も乏しかったので、それらの施策を可能にする社会的背景は整っていなかった。

現実に実施された施策は、主だった釣りの対象魚の養殖技術を開発し、川や湖沼に養殖魚を放流して遊漁資源の枯渇を防ぐことのみであった。

## 2. わが国に導入された欧米の遊漁文化

わが国では、昭和60年頃からスポーツ・フィッシング派の活動が目立ち始めた。彼らは、キャッチ・アンド・リリースを合言葉に、遊漁に特有の世界観ないし価値体系があることを、社会的に認知させるべく活発に活動した。

特にその代表格である故開高健氏は、釣り人が釣り竿を手にしてどんなことを考え、また感じ取っているのかを、文章やテレビの画面を通じて人々にわかりやすく、しかもユーモラスに解説した。

彼らの試みはそれなりの成功をおさめ、特に若い人々に対して大きな影響を及ぼした。

しかし、彼らが強調したキャッチ・アンド・リリースという釣魚マナーは、そもそも欧米の釣魚文化と生活習慣の中から生まれたものであり、わが国の釣魚文化や生活習慣とは必ずしも相容れるものではなかったと思われる。

遊漁の目的は魚を釣る行為それ自体と、獲物から得られる実利の2つに大別されるが、彼らは前者を優先事項とする。つまり、味や栄養価・金銭価格といった獲物の即物的な側面は二の次とし、釣る楽しみだけをことさら重視する。

したがって、彼らの価値体系の中での獲物の価値は、魚種・体長・体重・場所・時期・使用した道具などの関数としてほぼ表現し尽くされる。

それらの項目の測定と記念撮影などの作業が終われば、獲物はその役割を果たし終わったことになるから、基本的に放免されることになる。

また、スポーツ・フィッシング派の特徴の一つとして、遊漁のモラルの確立ということをも重視することがあげられる。彼らがルアー・フィッシングやフライ・フィッシングという特定の技法に執着するのも、一つにはこれらの技法は自然に対しての悪影響が小さいと考えられているからなのである。

これらの技法が、寄せ餌による池や沼の水質汚濁や乱獲を避けるという点で、自然に対して優しい技法であることは認める。

これらの技法を駆使して在来の魚を釣る分には、在来の技法よりもむしろ問題は少ないだろうと思われる。しかし、わが国の淡水域にはこれらの釣技を駆使するのに適した魚種が乏しい。

### 3. 遊漁のモラルの向上とルール整備

英国などにおいては、たとえ遊びの釣りといえども関係者の価値観の共有化とそれに基づく明確なルール作りが行われ、それに反する行為はすぐさま処罰や社会的制裁に結びつく体制がかなり古くから作られた。アメリカ合衆国では、このようなルール作りは遅れたが、第2次世界大戦後には整備された。

わが国でも、第2次世界大戦後になって遊漁に関する法的規制が始められたが、罰則規定などが不十分で、今なお未完成のままとなっている。遊漁のモラルないしマナーというのは、個人的美学ないしは資質であって、釣り人として遵守すべき最低限の義務事項ではないのである。

東京都内のある池では、ヘラブナ釣り師が早朝から場所を占拠してしまうために、子供たちが釣りをする場所がないと聞く。根本問題は釣り場の乏しさにあるものの、早朝から夕方まで1人で釣り場を独占する常連の方も、精神的に尊敬できたものではないと思う。

ルール作りといえば、すぐに法律や条例といった公的なルール整備を考える方も多いただろう。しかし、公的なルールだけでは各地の釣り場の実情に即したこまやかな釣り場運営は困難だと思われるし、下手をして個人のモラルに属する部分まで規制で縛られるといったことになってはたまらない。

ごく基本的なことだけ公的なルールで縛り、細かいことは各地域ごとに関係者が話し合っ

て決めるべきだと思う。遊漁産業関係者と釣り人、それに行政関係者が一丸となって努力できる体制づくりが不可欠である。

## 遊漁と水域環境に関する行政

国民の共有財産である水域の自然環境を管理することは、行政として当然の仕事である。

したがって、遊漁の実態やその文化的側面について調べ、優れた釣り場や遊漁文化を維持ないし発展させるべく努めることは、行政として当然の努力ではないだろうか。

ところが、これまでの遊漁行政といえば、その内実は、遊漁に経営を依存する産業（内水面の漁業組合や養殖業者、海面の遊漁船業者など）と、遊漁によって悪影響を受ける産業（漁業者）への対策にほぼ終始し、遊漁者や漁業文化といったものはほとんど視野に入っていなかったようである。

もちろん、ライセンス制度のどうにゆうなど、遊漁者自身にかかわる問題も検討されたことはある。しかし、その主たる目的は、残念ながら遊漁者の権利擁護ではなく、遊漁者の管理上都合がよいかからということだったようだ。

遊漁者は、国の主権者として行政の対象になることはなく、遊漁産業にお金を貢ぐお客という名のカモ、及び漁業上の邪魔者としてのみ意識されてきたと言ったら言い過ぎであろうか。

遊漁文化の維持・発展など全く考慮された形跡すらなく、内水面漁業協同組合や遊漁産業の経営は、企業の論理を重視する方向へと進みつつあり、そのことが初心者や不心得な熟練者を優遇する結果となっている。

このような現状を放置する限り、水産行政関係者は、遊漁文化の崩壊に手を貸しているといわれても仕方がないと私は思う。これまでのような観点から立案された施策は、遊漁対策と呼ぶには値せず、遊漁産業対策あるいは遊漁被害対策と呼ぶべきものである。

したがって、今後は、文化対策も考慮した適正な遊漁対策を手掛けていただくよう、水産行政関係者に訴えたい。

水産行政を支える政治的・社会的背景は、もはや遊漁者以外に存在しない。また、河川や湖沼の漁場保全という大きな目的を果たすためには、遊漁者のみならず水辺をおもな活動の場とする人々全体の希望をくみ上げていく以外に方法はないと思う。

この事実を、遊漁者を含めて、遊漁関係者は正面から見据えるべきである。

川や湖、海の自然は本来国民共有の財産であり、誰もがそこに近づき、また適宜利用する権利を持っている。したがって、よほどの理由がなければ、国民が水辺に近づくことを制限してはならないことになっている。

水辺の機能を無視ないし思い違いして立案された土地利用については、早急に見直しを行うべきである。そのことは、遊漁者のみならず国民全体の支持するところであり、水産行政関係者の手腕の見せどころであろう。

近年水域や水辺の自然保護のための活動が増えてきたのに、釣り人でこれらの運動に関わる人はむしろ稀で、ときには両社が険悪な関係に陥っていることすらある。残り少ない自然を奪い合って、足の引っ張り合いをしているようなものである。

共通の敵を前にしての仲間割れほど空しいものはなく、自然保護派と釣り人が力を合わせて、水域の自然を維持ないし保護することによってはじめて、互いの目的を達成できる見込みが立つのではないかと思う。

なお近年問題になっている遊漁者による外来魚の移植については、かつて盛大に外来魚を放流した水産関係者や、自然愛護と称して現在もニシキゴイなどを川に放流し続けている環境行政関係者も、いくらか責任を分担せねばならないだろう。

わが国の湖のなかで最も貴重な存在である琵琶湖には、すでに国内・国外からおびただしい数の種や系群が移植されている。幸いにしてほとんどの生物は生き残らなかったが、生き残った種の中で本当に産業的・文化的に役立っているものは、ほとんどないのである。そのような結果を見る限り、水生生物の移植事業というものは、本当に意味のある行為だったのだろうかとの疑問を禁じ得ない。事後調査すらろくに行われていない現状では、委嘱事業の成功・不成功について断言することはできないが、このようなやり方はとても責任ある漁場管理の姿勢とは言い難いことは確かである。そして近年の遊漁者による外来魚の移植騒ぎは、これらの過去の行政政策の模倣なのであり、その意味で水産行政関係者や研究者は、大いに反省するべきだと思う。

東京水産大学第 19 回公開講座

「釣りから学ぶ ー自然と人との関係ー」より